

# 新型コロナウイルス感染症の影響により財形持家融資のご返済が困難な方へのお知らせ

## (返済方法の特例措置)

今般の新型コロナウイルス感染症の影響によりご返済でお困りの財形持家融資を返済中の方について、その実情に応じ、事業主等を通して返済期間を最長15年間延長することにより、毎月の返済負担を軽減します。また、条件に該当する方には3年間の元金据置期間の設定を併せて行います。

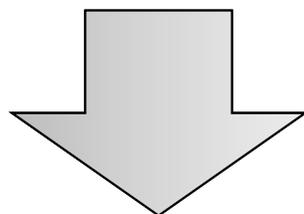
### 返済方法変更の対象になる方

次のすべてに該当する方

- 1 経済事情や病気等の事情により返済が困難となっている方
- 2 以下の収入基準のいずれかを満たす方
  - (1) 年収が機構への年間総返済額の4倍以下
  - (2) 月収が世帯人数×64,000円以下
  - (3) 住宅ローン（機構に加え、民間等の住宅ローンを含む。）の年間総返済額の年収に対する割合（以下「返済負担率」という。）が、年収に応じて下表の率を超える方で、収入減少割合が20%以上

年収	300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 700万円未満	700万円以上
返済負担率	30%	35%	40%	45%

- 3 返済方法の変更により、今後の返済を継続できる方



返済期間の延長（最長15年）



さらに、現に失業中である方、または収入が20%以上減少した方



返済期間の延長（最長15年）、元金据置期間の設定（最長3年）

### ご相談窓口



現在ご返済中の財形業務取扱金融機関までお問い合わせください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構のご相談窓口

勤労者財産形成事業本部 回収課 債権管理係

<電話> 03-6731-2940・2945 <FAX> 03-3980-3365